

## 第3次鶴岡市地球温暖化対策実行計画策定趣旨について

### (1) 策定趣旨

本市では、地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく計画として、平成20年6月に「鶴岡市地球温暖化対策実行計画（第1次）(H20-H24)」を、平成25年7月には「鶴岡市地球温暖化対策実行計画（第2次）(H25-H29)」を策定し、計画に基づいた市施設の温暖化防止対策「事務事業編」を推進してきた。

このような中、温暖化の進行や気候変動による環境問題の深刻化、東日本大震災を契機とした安全・安心に対する市民意識の高まり等の社会動向の変化が見られる。これらの状況に対応していくためには、国の温室効果ガスの排出削減目標や、今後の社会動向等を捉えながら、市域全体における実効性のある温暖化対策を総合的に推進する必要があることから、これまで運用してきた計画の期間終了に伴う改定にあわせ、新たに「区域施策編」及び「気候変動の影響による適応策」を盛り込んだ内容として、「第3次鶴岡市地球温暖化対策実行計画」を策定することとする。



### (2) 地球温暖化対策実行計画の基本事項

「地球温暖化対策の推進に関する法律(平成10年法律第117号)」に基づき、地方公共団体は「地方公共団体実行計画」を策定するものとされている。

地方公共団体実行計画は、大きく分けて2つの部分(「事務事業編」と「区域施策編」)から構成される。

### 地方公共団体実行計画「事務事業編」とは

地方公共団体自らの事務及び事業に伴い発生する温室効果ガスの排出量の削減並びに吸収作用の保全及び強化のための措置に関する計画。計画期間に達成すべき目標を設定し、その目標を達成するために実施する措置の内容を定めるもの。  
 なお、全ての都道府県及び市町村に策定が義務付けられている。

### 地方公共団体実行計画「区域施策編」とは

その区域の自然的社会的条件に応じて温室効果ガスの排出の抑制等を行うための施策に関する事項を定める計画。なお、全ての都道府県、指定都市及び中核市に策定が義務付けられており、地球温暖化対策計画（平成28年5月13日閣議決定）において、その他の市町村についても策定に努めることが求められている。

### 「気候変動による影響への適応のための対策・施策」とは

気候変化に対して自然生態系や社会・経済システムを調整することにより温暖化の悪影響を軽減する（または温暖化の好影響を増長させる）こと。 明示的には位置づけられていないものの、地方公共団体実行計画において適応策を盛り込むことが可能であり、総合的かつ計画的に取り組むことが重要とされている。

## 地球温暖化対策の推進に関する法律 【抜粋】

（国及び地方公共団体の施策）

第十九条 （略）

2 都道府県及び市町村は、単独で又は共同して、地球温暖化対策計画を勘案し、その区域の自然的社会的条件に応じて、温室効果ガスの排出の抑制等のための総合的かつ計画的な施策を策定し、及び実施するように努めるものとする。

（地方公共団体実行計画等）

第二十一条 都道府県及び市町村は、単独で又は共同して、地球温暖化対策計画に即して、当該都道府県及び市町村の事務及び事業に関し、温室効果ガスの排出の量の削減並びに吸収作用の保全及び強化のための措置に関する計画（以下「地方公共団体実行計画」という。）を策定するものとする。